別紙

「航空法施行規則の一部を改正する省令案」に対するご意見と国土交通省の考え方

	ご意見	国土交通省の考え方	案修正の有無
1	まず、省令改正の仕方について、 条・項・号の「削除」は、ハネ改正の量が多い場合等、他の法令への影響が大きい場合に行われる手法であって、通常は「削る」べきです。 特に航空法施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第77号）において、航空法施行規則第147第5号を新設した際、ハネ改正が行われてないことを踏まえれば、「削る」にすることによる大きな影響は少ないと判断できるため、ここは「削り」、6号以降の号を繰り下げるべきです。	国際民間航空機関において滑走路逸脱警報装置に係る議論が引き続き行われており、当該装置の装備義務が国際基準として求められることは今後も変わりはありません。 そのため、今後、改めて規則において当該装置の装備義務を課す規定を置くことが見込まれているため、将来の改正を見据え削除としておりますので、原案のままとします。	無
	続いて、内容について滑走路逸脱警報装置を装備しないことによる影響が具体的になっていません。 国際民間航空条約附属書において滑走路逸脱警報装置を装備することが規定されているということは、多くの国で滑走路逸脱警報装置を装備することに対応しているはずです。 問題は、令和8年以降に耐空証明をとった航空機であって、滑走路逸脱警報装置を装備していない国際線の航空機が、日本−A国間を飛行するとき、A国では滑走路逸脱警報装置を装備することが義務付けられていると、当該航空機はA国で受け入れられないといったことになるのではないでしょうか。 もしそうなった場合、A国に受け入れられるように措置するのでしょうか。それともA国内では当該航空機は受け入れられないということをセンター側で把握して、運用しなければならないのでしょうか。	諸外国においても我が国と同様に滑走路逸脱警報装置の装備義務を免除しようとする動きがあるものと承知しておりますが、そうした措置を講じない国も含めて、諸外国の規則の状況の把握に努め、必要に応じて関係者と連携し、運航者が継続して運航できるように対応を検討して参ります。	
	また、いつの耐空証明をとったら滑走路逸脱警報装置を装備をしなければならないのか、検討すべきではないでしょうか。	前述のとおり国際民間航空機関における当該装置に係る議論を踏まえ検討を進めております。	

2	「航空法施行規則第147条第5号を削除し、令和8年1月1日時点では滑走路逸脱警報装置(ROAAS)の装置義務を課さないこととする。」案につきまして、パブリックコメント通りの改正案への変更を希望いたします。 その理由は、以下の通りになります。 ・弊社が運航するATR型機(ATR42/72 Version 600)は、既存機体および現在生産中の新造機を含め、ROAASの装備がありません。 ・ATR社は、国際民間航空機関が定めるROAAS搭載の適用開始日以降に導入される一部の航空機について、搭載対応が間に合わないとしています。なお、ATR社は、ROAASの改修キットが利用可能になり次第、Service Bulletinによって、導入後に搭載改修が可能であるとしています。 ・ATR社が予定しているROAAS搭載のためのService Bulletin制定は、2027年の第2四半期以降で、これは現行の搭載義務である令和8年1月1日を大幅に超えるものです。 ・弊社は、2026年度下期にATR72-212A型機を2機導入する計画であり、これらの機体は令和8年1月1日以降に、最初の耐空証明を取得する機体になります。 以上のことから、当該航空施行規則が改正されなかった場合、新造機がROAAS非搭載であるという理由により、機体の運航が不可能になるため、弊社の事業計画に重大な支障をきたします。よって、改正案通りROAASの装備義務は課さないようお願い申し上げます。	ご意見承りました。	無
3	弊社運航機材のメーカー等で、滑走路逸脱警報装置の開発実装が遅れている実態を踏まえると、最初の耐空証明等が令和8年1月1日以降という装備要件については、実行不可能との理解でおります。 そのため、本改正につきましては誠に有り難く存じます。	ご意見承りました。	無
4	(1) 航空法施行規則が改正され、滑走路逸脱警報装置の装備義務が発生しているため、機体仕様の変更が必要となり、運航乗務員の手順等に変更が発生しております。 機体の仕様変更は、運航に大きな影響を及ぼすため、装備義務を課さないのであれば、早めの情報共有をお願いしたいです。 (2) 今後の航空機の仕様検討に影響するため、装備義務が発生する時期がわかりましたら、早めの情報共有をお願いしたいです。 (3) 航空法施行規則が改正されるタイミングで、滑走路逸脱警報装置の装備義務化に伴う、航空法第60条のただし書の申請および運用許容基準への反映(運航規程審査要領細則の改正等)についても情報の共有をお願いしたいです。 以上となります。 改正案への直接の意見ではございませんが、今後、滑走路逸脱警報装置の装備義務が発生する可能性があるためコメントをさせて頂きました。	ご意見承りました。	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。